

平成22年5月25日

各 位

会 社 名  乾汽船株式会社
代 表 者 代表取締役社長 乾 新悟
(コード番号 9113 東証、大証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 清田 昌宏
(TEL 03-3548-3272)

取締役および監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する
報酬等の額および具体的な内容に関するお知らせ

当社は、平成22年5月25日開催の取締役会において、取締役および監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定についての議案を、平成22年6月25日開催予定の当社第94回定時株主総会に付議することを決定いたしました。

なお、新株予約権の具体的な発行および割当ては、同定時株主総会において当該議案が承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

(提案の理由)

当社は、取締役および監査役それぞれについて、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたくご承認をお願いするものであります。

(議案の内容)

1. 当社の取締役および監査役の報酬額は平成18年6月29日開催の第90期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額150百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、監査役の報酬額を年額60百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役および監査役それぞれの報酬額とは別枠として、取締役および監査役それぞれに対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、取締役について各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額70百万円、監査役について各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額30百万円を上限として設ける旨ご承認をお願いするものであります。
2. 当社取締役および監査役それぞれに対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の内容といたしたくご承認をお願いするものであります。
 - (1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類および数
新株予約権の総数 取締役について2,100個、および監査役について900個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。
新株予約権の目的である株式の種類および数 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、本議案の決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は、取締役について210,000株、監査役について90,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に、取締役および監査役それぞれの上記新株予約権の上限数を乗じた数を、取締役および監査役それぞれの株式数の上限とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割若しくは株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日[募集事項を決定する当社取締役会決議の日]後2年を経過した日より4年以内で当社取締役会が定める期間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

3. 上記ストックオプションとしての新株予約権に関する取締役の報酬等の額および具体的な内容には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとしたことをご承認をお願いするものであります。

[ご参考]

本議案による当社の取締役および監査役に対するストックオプション制度の導入に併せ、当社使用人に対しても前記のストックオプションとしての新株予約権の内容と同様の内容の新株予約権を当社取締役会の決議により発行する予定であります。本事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する当該新株予約権の数の上限は、3,000個の予定であります。

以上